

『令和元年6月19日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和元年6月定例会】

委員長 奥 富 精 一

先ほど議長から報告がございましたように、委員長に不肖私が、副委員長に板橋博美委員がそれぞれ互選されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳入の部、第20款「繰越金」及び第21款「諸収入」を一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、歳入の部、第20款及び第21款は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第158号「川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、条例改正に伴う財政影響額について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第138号「財産の取得について（コンテナ式多用途資機材搬送車（支援車Ⅱ型）」及び議案第139号「財産の取得について（高規格救急自動車）」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、両案にかかわり、消費税を含む総額での入札とした理由について問われ、これに対して、車両の購入においては、検査手数料等といった非課税のものと、課税のものが混在するため、消費税を含む総額での入札としたとのことであります。

このほか、議案第138号にかかわり、コンテナ式多用途資機材搬送車の仕様について等、質疑応答の後、一括採決の結果、議案第138号及び議案第139号の以上2議案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第128号「川口市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、まず、軽自動車税における環境性能割の軽減措置を臨時的に創設する理由について問われ、これに対して、消費税率の引き上げに伴う対策として、自家用軽自動車の取得時の負担を軽減するためであるとのこと。

これに関連して、臨時的軽減措置による減収に伴う補てんの有無について問われ、これに対して、特例交付金として、全額が国費で補てんされるとのことであります。

このほか、個人市民税における非課税措置の対象を拡大する理由について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第129号「川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。